

## 第13章 試験検査

(本業・山県センターからの依頼分を含む)

### 1 感染症及び臨床学的検査

- (1) 感染症発生に伴う検査は、腸管出血性大腸菌O157が多く、その他にノロウイルスについて実施した。
- (2) 保菌者検索は、給食施設従事者、食品関係従事者、水道施設従事者及びその他一般住民等からの依頼に応じて実施したが、赤痢菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌(O157)は検出されなかった。
- (3) 結核菌検査は、結核予防法に基づく管理検診によるものであり、塗抹鏡検及び培養検査を実施した。その結果、排菌者は認められなかった。
- (4) 臨床学的検査は、原子爆弾被爆者健康診断及び前年度から始めたHIV迅速検査によるものである。

### 2 食品等に関する検査

- (1) 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に基づき、管内の乳処理場2施設の製品について定期的に成分規格の検査を実施した。  
平成20年度は、検査した全製品が成分規格に適合していた。
- (2) 食品衛生法に基づき、人の健康に害を及ぼすおそれのある食品の流通を防止するため、夏期・年末一斉取締り及び必要に応じ収去検査を実施した。  
また、前年度に引き続き集団食中毒を予防するため「学校給食施設等衛生管理強化事業」として給食(副食等)の細菌検査、「食品添加物使用等適正化事業」として添加物に関する検査、「食中毒事故防止調査事業」として鶏肉のカンピロバクター汚染状況調査及び「広域流通食品衛生管理推進支援事業」として製造工程別に細菌汚染状況を調べる検査を実施した。  
平成20年度の検査において、和菓子について保存料の使用基準違反が発覚し、回収命令等の措置及び原因究明を実施した。
- (3) 食中毒等発生に伴う検査においては、ノロウイルス及び腸管出血性大腸菌(O157)が検出される事例が多く、他にサルモネラ菌、セレウス菌等が検出される事例が発生した。

### 3 環境及び公害等に関する検査

- (1) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場、し尿処理施設、し尿浄化槽及びメッキ工場からの放流水検査のほか、プール水等の水質検査を実施した。
- (2) 公共用水域の水質調査として、木曾川水系の新境川上流(東泉橋：各務原市)、長良川水系の糸貫川(苗田橋：瑞穂市)、桑原川(本川合流前：羽島市)及び逆川(本川合流前：羽島市)において定点観測調査を毎月1回実施した。また、長良川水系の犀川(本川合流前：安八町)についても年間6回の調査を実施した。
- (3) レジオネラ属菌対策として、管内の循環式浴槽を設置している施設について浴槽水のレジオネラ属菌等の検査を実施した。